

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	佐賀県
3. 市区町村名	武雄市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/mynumber/000269.html">http://www.city.takeo.lg.jp/benri/madoguchi/mynumber/000269.html</a>

執行機関名 武雄市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成18年3月1日条例第119号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		武雄市個人番号等の利用等に関する条例(平成27年12月25日条例第25条)別表第2 15の項 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成18年3月1日条例第119号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1条	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成18年3月1日条例第119号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童並びに一人暮らしの寡婦の医療費の一部を助成することにより、生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		・武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 ・武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第8条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	当該助成に係る <u>審査</u> に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	助成を受けようとする者に係る前年度の所得情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	助成を受けようとする者に係る世帯情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第8条
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	当該助成に係る <u>審査</u> に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号 ニ	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	手当改定児童又は当該手当改定児童と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	助成を受けようとする者に係る世帯情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第8条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の二第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	当該助成に係る審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 3 号	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第2条
②情報提供者	都道府県	都道府県
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	助成を受けようとする者に係る前年度の所得情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第2条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療費の支給の申請に係る助成金の給付を決定する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第2条
②情報提供者	都道府県	都道府県
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	助成を受けようとする者に係る前年度の所得情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ホ	武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者若しくは現況届出児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	助成を受けようとする者に係る世帯情報

備考	
----	--